

東京都砂利採取・採石指導要領

55 労経商機第 251 号

昭和 56 年 3 月 19 日

第1章 総則

第1 目的

この指導要領は、東京都知事（以下「知事」という。）が砂利採取法及び採石法（以下この二法を「両法」という。）に基づき認可する砂利及び岩石の採取の事業（河川管理者の認可に係るものを除く。）を適切かつ円滑に遂行させるため、東京都（以下「都」という。）における統一的指導指針として定めるものである。

第2 指導の基本

都は、砂利及び岩石の採取の事業を行う者が法の遵守と災害防止に努め、開発行為と自然環境の保全及び回復並びに都市環境との調和を図って公益を損なうことなく事業を遂行し、事業者及び業界全体が健全に発展していくよう、指導を行う。

2 都は、指導にあたり、区市町村及び業界団体との連絡調整を密にするとともに、事業者及び業界団体の自助努力の育成に努めなければならない。

第3 指導行政機関

両法に係る指導は、産業労働局商工部地域産業振興課（以下「本課」という。）及び各支庁産業課（以下「支庁」という。）において行う。

2 河川区域における砂利採取計画の認可に関しては、河川管理者である建設局河川部指導調整課及び国土交通省関東地方整備局が行うので、この指導要領の対象としない。

第4 分掌事務

本課と支庁の事務分担は、次のとおりとする。

(1) 本課

- ア 都の統一的事務に関する事。
- イ 登録及び資格試験等に関する事。
- ウ 個別案件に係る支庁との連絡調整及び協議に関する事。
- エ その他両法に係る事務に関する事。

(2) 支庁

- ア 東京都支庁長委任規則に基づく所管区域内の両法に係る事務に関する事。
- イ 本課との連絡調整及び協議に関する事。

第2章 砂利採取

第1 通則

砂利採取（洗浄を含む。）については、特段の定めがない限り、砂利採取法（以下この章において「法」という。）及び関係法令等に基づき指導に係る事務を行う。

第2 登録

法第3条に基づく砂利採取業を行おうとする者の登録に関する事務は、本課において行う。

- 2 登録の申請があったときは、砂利採取業者登録簿に登録するとともに、速やかに申請者に通知する。
- 3 法第6条に規定する事由による登録の拒否又は法第12条に規定する事由による登録の取消し等の処分をしたときは、理由を示して、その旨を申請者又は処分に係る者に速やかに通知し、あわせて支庁に通知する。

第3 砂利採取業務主任者試験

法第15条に基づく砂利採取業務主任者試験に関する事務は、本課において行う。

- 2 試験案内は、東京都公報に登載する。
- 3 島しょの試験申込者にあつては、支庁において仮受付し、速やかに本課に報告する。
- 4 試験結果は、受験者本人への通知をもって発表に代える。

第4 採取計画の認可

砂利採取業者（以下この章において「事業者」という。）の採取計画に係る法第16条に基づく認可申請及び法第20条第1項に基づく変更認可申請は、採取場所が支庁の所管区域にある場合を除き、本課において收受し、審査のうえ認可又は不認可を決定し、認可書（砂利別記1-1）又は不認可書（砂利別記1-2）を交付する。支庁において認可又は不認可した場合は、速やかに本課に通知する。

2 協議

砂利採取業を行う国及び地方公共団体には法第43条により、法第2章（砂利採取業者の登録）、法第35条（手数料）及び法第5章（罰則）の適用はないが、災害防止に万全を期するため、次の事項に留意して協議に応ずる。

- (1) 砂利採取業務主任者と同等以上の見識及び経験を有する者を現場監督者として配置すること。
- (2) 管理監督は、民間事業者に委託する場合であっても、国又は地方公共団体の責任において実施すること。

3 事前指導

採取計画の申請を行おうとする事業者に対し、次の事項について事前指導を行う。

- (1) 採取計画の作成

- (2) 砂利採取に伴い必要となる関係他法令の許認可等の事前取得
- (3) 長期にわたり砂利を採取する目的をもって東京における自然の保護と回復に関する条例（昭和 47 年条例第 108 号）又は森林法（昭和 26 年法律第 249 号）の許可を受ける場合にあっては、年次計画、賦存量、災害防止対策及び跡地利用計画等を明示した全体事業計画書の作成
- (4) 掘下り採取をする場合は、地下水に影響しないようボーリング等適切な調査を行うこと。
- (5) 採取場所等について地元区市町村の了解を得ること。
- (6) 必要に応じて関係機関等との連絡調整及び協議を行うこと。

4 認可申請書

採取計画の認可申請書には、法第 17 条及び法第 18 条並びに砂利採取計画認可申請書作成・記載要領に定める書類を添付させる。

5 認可基準

採取計画の認可基準は、法第 19 条及び砂利採取計画認可準則（昭和 43 年 10 月 2 日付通産省化局第 491 号、建設省河政発第 99 号）によるもののほか、次のとおりとし、また、事業者認可に必要な措置等を取らせるものとする。

- (1) 採取期間は、原則として、山砂利（洗浄を含む。）については 3 年以内、陸砂利又は海砂利については 1 年以内とする。
- (2) 陸砂利（平坦地）を採取する場合は、採取面積は、原則として 10,000 平方メートル以内とし、良質の土砂による埋戻しを条件とする。

埋戻しの土砂は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 113 条に基づく東京都土壌汚染対策指針に定める処理基準ないし土壌汚染対策法に定める指定基準（土壌溶出量基準・土壌含有量基準）に適合するよう努めさせる。
- (3) 掘下り採取をする場合は、農地における掘削深は、原則として 10 メートル以内とし、ボーリング調査等により砂利層が 10 メートル以上確認されている場合は、最大 15 メートル程度とする。
- (4) 山砂利を採取する場合は、原則として、その残壁は勾配 35 度以下とし、垂直 5 メートル以下ごとに幅 3 メートル以上の小段を設ける。
- (5) 山砂利採取における災害防止及び緑化等は、岩石採取の指導基準を準用する。
- (6) 保安距離は、原則として、陸砂利掘削は 2 メートル以上、山砂利採取は 5 メートル以上とし、公共物件及び家屋等特に災害防止の必要性が大きい隣接物件に対しては 10 メートル以上とする。
- (7) 保全区域及び境界線上に杭を設置し、掘削線を示す標識を設置する。
- (8) 隣地が農地、山林又は雑種地等の場合で、人の立入り等で危険な箇所については、堅ろうな立入禁止柵を設け、隣地が家屋及び交通量の多い道路等の場合には、板張り又はトタン張り等とする。
- (9) 汚泥等の搬出計画には、環境局等関係部署と事前調整した資料等を添付する。

(10) 跡地の利用について具体的な計画を提示する。

6 区市町村長の意見聴取

認可に際しては、関係区市町村長の意見を聴取する。

7 認可条件

認可する場合には、法第 31 条に基づき認可条件（砂利別記 2-1 又は砂利別記 2-2（洗浄のみの場合））を付し、個別案件ごとにその他必要な条件を付すものとする。

8 提出期限

事前指導終了後、次の提出期限までに認可申請書を提出させる。

(1) 採取計画認可申請書

事業に着手する日の 45 日前

(2) 変更認可申請書

変更をしようとする日の 45 日前

9 その他

砂利採取跡地に廃棄物を埋立処分することを内容とする砂利採取の認可申請（2 協議に定める国又は地方公共団体との協議を含む。）については、原則として認可しないものとする。ただし、区市町村（地方公共団体の組合を含む。）の事業である場合は、環境局等関係部署と調整のうえ、個別案件ごとに判断を行う。

第 5 指導

(1) 巡回指導

法第 41 条の規定に基づく指導及び助言を行うため、別に定めるとおり採取場所等の現場巡回を実施する。

(2) 立入検査

前項の規定に基づく巡回指導のほか、必要があると認められる場合には法第 34 条の規定に基づく立入検査を実施し、必要に応じて指示書（砂利別記 3）を交付する。

2 事業者が製品（廃土、埋戻土等を含む。）を場外に搬出する場合は、道路交通法及び道路法等関係法令の遵守に加え、運搬車両等が他者に迷惑や損傷を与えないよう、次の事項について指導する。

(1) 運搬車両は、過積載、無シート等による荷こぼれ、水たれ等がないようにし、安全運転に徹すること。

(2) 過積載防止のため、計量器（台貫）を設置すること。

(3) 運搬車両のタイヤに泥等をつけたまま搬出しないこと。

(4) 運転者、積込みオペレーター及び台貫担当者等に対する教育を徹底すること。

3 事業者が、関係機関の指導や要請及び住民等からの苦情や要望等を受けたときは、遅滞なく本課又は支庁に連絡するよう指導し、支庁に連絡があった場合は、支庁は速やかに本課に報告する。

第6 災害時の処理

採取場において災害が発生したときは、次により処理する。

- (1) 事業者に直ちに本課又は支庁に報告させるとともに、災害報告書（砂利別記4）を提出させ、支庁にあつては、写しを本課に送付する。
- (2) 発生原因、発生場所及び災害規模等を勘案し、必要に応じて区市町村及び関係機関への連絡等適切な措置を講ずるよう指導する。

第7 作業員の安全管理

作業員の安全管理については、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則等の遵守により、事業者にも業務上の事故防止に努めさせ、安全管理を徹底させる。

第8 災害発生のおそれ、法違反等に対する措置

災害発生のおそれがある場合あるいは事業者等が法や採取計画等に違反して採取しているときは、次により措置する。

- (1) 発見次第、指示書（砂利別記3）を交付し、改善指導を行う。
また、必要に応じて法第22条に基づく採取計画の変更命令を発する。
 - (2) 前項の規定に基づく指示書（砂利別記3）による指導又は変更命令に従わないときは、法第23条に基づく緊急措置命令等を発し、状況に応じて告発する。
 - (3) 緊急措置命令等の内容を履行したときは、報告書を提出させ、完了を確認する。
 - (4) 無登録及び無認可の採取を発見したときは、直ちに指示書（砂利別記3）により採取を停止させ、良質な土砂で埋め戻すなど、現状に回復させる。
- 2 支庁において前項の措置を行った場合は、速やかに本課に通知する。

第9 廃止に伴う措置

事業者から廃止届が提出されたときは、次により措置する。

- (1) 現地調査を実施し、採取計画との整合性を確認のうえ、必要に応じて跡地の災害防止措置等を行わせる。廃止の事実を知ったときも同様とする。
- (2) 廃止届には、次の書類のうち必要なものを添付させる。
 - ア 現況平面図及び縦・横断面図
 - イ 災害防止計画書（施設の管理計画、緑化計画、工程表を含む）（砂利別記7）
 - ウ 災害防止に関する誓約書又は念書
 - エ 地元との廃止地管理に関する協定書等特に指示するもの
- (3) 廃止届を受理したときは、速やかに関係機関に通知し、支庁が受理した場合は、あわせて本課に通知する。

第10 認可台帳

採取計画の認可内容等を記録するため、砂利採取計画認可台帳（砂利別記 5）を備え、認可内容並びに命令、指示、届出及びその経緯等を記載する。

第 11 砂利採取現場巡回日誌

巡回指導等の指導内容を記録するため、現場巡回日誌（砂利・採石共通別記 6（参考））を備え、指導等を行った都度記載（又は電磁的に記録）する。

第 12 報告

支庁は、管内砂利採取に係る事務処理状況報告書を取りまとめ、年度末に速やかに本課に提出する。

- 2 本課は、支庁分と合わせ、都における事務処理状況報告書を取りまとめる。

第 3 章 岩石採取

第 1 通則

岩石採取については、特段の定めがない限り、採石法（以下この章において「法」という。）及び関係法令等のほか、多摩地区にあっては、あわせて「多摩地区採石基本方針」に基づき指導を行う。

第 2 登録

法第 32 条に基づく採石業を行おうとする者の登録に関する事務は、本課において行う。

- 2 登録の申請があったときは、採石業者登録簿に登録するとともに、速やかに申請者に通知する。
- 3 法第 32 条の 4 に規定する事由による登録の拒否又は法第 32 条の 10 に規定する事由による登録の取消し等の処分をしたときは、理由を示して、その旨を申請者又は処分に係る者に速やかに通知し、あわせて支庁に通知する。

第 3 採石業務管理者試験

法第 32 条の 13 に基づく採石業務管理者試験に関する事務は、本課において行う。

- 2 試験案内は、東京都公報に登載する。
- 3 島しょの試験申込者にあつては、支庁において仮受付し、速やかに本課に報告する。
- 4 試験結果は、受験者本人への通知をもって発表に代える。

第 4 採取計画の認可

採石業者（以下この章において「事業者」という。）の採取計画に係る法第 33 条に基づく認可申請及び法第 33 条の 5 第 1 項に基づく変更認可申請は、採取場所が支庁の所管区域にある場合を除き、本課において収受し、審査のうえ認可又は不認可を決

定し、認可書（採石別記 1-1）又は不認可書（採石別記 1-2）を交付する。支庁において認可又は不認可した場合は、速やかに本課に通知する。

2 協議

採石業を行う国及び地方公共団体には法第 42 条の 2 により、法第 3 章第 1 節（採石業者の登録）、法第 40 条（手数料）、法第 7 章（罰則）の適用はないが、災害防止に万全を期するため、次の事項に留意して協議に応ずる。

- (1) 採石業務管理者と同等以上の見識及び経験を有する者を現場監督者として配置すること。
- (2) 管理監督は、民間事業者に委託する場合であっても、国又は地方公共団体の責任において実施すること。

3 事前指導

採取計画の申請を行おうとする事業者に対し、次の事項について事前指導を行う。

- (1) 採取計画の作成
- (2) 岩石採取に伴い必要となる関係他法令の許認可等の事前取得
- (3) 長期にわたり岩石を採取する目的をもって東京における自然の保護と回復に関する条例（昭和 47 年条例第 108 号）又は森林法（昭和 26 年法律第 249 号）の許可を受ける場合にあつては、年次計画、賦存量、災害防止対策及び跡地利用計画等を明示した全体事業計画書の作成
- (4) 堀下り採掘の場合は、近隣の人家、井戸、道路、河川、地下水等と与える地形的、工法的な影響をボーリング等により適切に調査すること並びに跡地処理及び災害防止施設等の詳細計画の作成
- (5) 採取岩石と異なる岩石等を買石して加工する場合は、近隣の環境等と与える影響を調査すること。
- (6) 採石場内において他事業を行う場合は、他事業が近隣の環境等と与える影響を調査すること及び他事業を行う施設、設備等と採石業を行う施設、設備等を分離するなど、採石業への影響を最小限にする措置を取ること。
- (7) 採取場所等について地元区市町村の了解を得ること。
- (8) 必要に応じて関係機関等との連絡調整及び協議を行うこと。

4 認可申請書

採取計画の認可申請書には、法第 33 条の 2 及び法第 33 条の 3 並びに岩石採取計画認可申請書作成・記載要領に定める書類を添付させる。

5 認可基準

採取計画の認可基準は、法第 33 の 4 及び採石技術指導基準書（平成 15 年版、経済産業省・資源エネルギー庁編）によるもののほか、次のとおりとし、また、事業者に対し認可に必要な措置等を取らせるものとする。

(1) 採取期間

原則として 2 年以内とする。ただし、特例として 5 年以内の延長措置を取ること

ができる。採取期間の細則については、別に定める。

(2) 事業区域

ア 保全区域及び境界線上に杭を設置し、掘削線を示す標識を設置する。

イ 隣地が農地、山林又は雑種地等の場合で、人の立入り等で危険な箇所については、堅ろうな立入禁止柵を設ける。

ウ 隣地が家屋及び交通量の多い道路等の場合は、板張り又はトタン張り等とする。

(3) 跡地の緑化及び最終残壁

跡地の緑化及び最終残壁は、「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づく「土石の採取又は鉱物の掘採により行う開発行為の許可基準」を準用することとし、同条例の適用がない場合にあっても同様とする。

(4) 廃土・廃石、搬入土及び脱水ケーキの処理

ア 処理方法を明確にする。

イ 堆積場の構造を図示し、安定計算を行い、その安全性を確保する

ウ 搬入土は良質のものに限ることとし、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 113 条に基づく東京都土壤汚染対策指針に定める処理基準ないし土壤汚染対策法に定める指定基準（土壤溶出量基準・土壌含有量基準）に適合するよう努めさせる。

(5) 汚泥等の処理

ア 処理方法を明確にする。

イ 搬出計画には、環境局等関係部署と事前調整した資料を添付する。

(6) 汚濁水の流出防止等

ア 雨水、湧水、工場敷地水及び洗浄水等は、それぞれ集水系統を明記し、汚濁していない水は、極力迂回水路等により場外に導水する。

イ 洪水調整池、沈殿池（沈砂池）及び工場用水池は、林地開発許可、工場認可等との整合性を確認のうえ、それぞれの機能が十分発揮できるよう、個別に設置する。

(7) 掘下り採掘

近隣への影響がないと認められた場合に限り認可する。また、近くに河川がある場合は、原則として河床以下は認可しない。

(8) 採石場内での他事業

他事業に係る法令等の許可等を確認のうえ、採石業及び近隣への影響がないと認められた場合に限り認可する。

6 区市町村長の意見聴取

認可に際しては、法第 33 条の 6 に基づき関係区市町村長の意見を聴取する。

7 認可条件

認可する場合には、法第 33 条の 7 に基づき認可条件（採石別記 2）を付し、個別案件ごとにその他必要な条件を付すものとする。

8 提出期限

事前指導終了後、次の提出期限までに認可申請書を提出させる。

- (1) 採取計画認可申請書
事業に着手する日の 45 日前
- (2) 採取計画の変更認可申請書
変更をしようとする日の 45 日前
- (3) 岩石採取期間特例措置申請書
事業に着手する日の 120 日前

第5 軽微な変更

採取計画の変更において、その変更が軽微と認められるときは、法第 33 条の 5 第 1 項ただし書きの規定に基づき、変更認可を同第 2 項に規定する届出に代えることができる。

- 2 前項の届出にあたっては変更届（採石別記 12）を提出させる。
また、必要があると認められる場合には、届出に先立ち変更協議書（採石別記 12-2）により事前協議を行わせることができる。
- 3 軽微な変更と認められる基準は、法施行規則第 8 条の 16 の 2 第 1 項によるもののほか、別に定める。
- 4 変更届の提出期限は、変更をしようとする日の 30 日前までとする。
- 5 変更届の受理に当たり、必要に応じて個別案件ごとに条件を付すものとする。
- 6 前項において都が付す条件については、書面に記載し、事業者に交付する。

第6 指導

- (1) 巡回指導
法第 34 条の 6 の規定に基づく指導及び助言を行うため、別に定めるとおり採取場所等の現場巡回を実施する。
 - (2) 立入検査
前項の規定に基づく巡回指導のほか、必要があると認められる場合には法第 42 条の規定に基づく立入検査を実施し、必要に応じて指示書（採石別記 3）を交付する。
 - (3) 共同パトロール
本課においては採石場の指導を徹底するため、別に定めるとおり関係機関と共同で採取場所等の現場巡回を実施する。
- 2 事業者が製品（原石、廃土石及び埋戻土等を含む。）を場外に搬出する場合は、道路交通法及び道路法等関係法令の遵守に加え、運搬車両等が他者に迷惑や損傷を与えないよう、次の事項について指導する。
また、本課においては早朝及び夜間における運搬車両の運行状況の調査を行い、不適切と認められる車両を発見した場合には事業者等に対する指導を行う。

- (1) 運搬車両は、過積載、無シート等による荷こぼれ、水たれ等がないようにし、安全運転に徹すること。
 - (2) 過積載防止のため、計量器（台貫）を設置すること。
 - (3) 運搬車両のタイヤに泥等をつけたまま搬出しないため、洗車場（洗車ピット）を設置すること。
 - (4) 運転者、積込みオペレーター及び台貫担当者等に対する教育を徹底すること。
- 3 事業者が、関係機関の指導や要請及び住民等からの苦情や要望等を受けたときは、遅滞なく本課又は支庁に連絡するよう指導し、支庁に連絡があった場合は、支庁は速やかに本課に報告する。

第7 災害時の処理

採取場において災害が発生したときは、次により処理する。

- (1) 事業者直ちに本課又は支庁に報告させるとともに、災害報告書（採石別記4）を提出させ、支庁にあっては、写しを本課に送付する。
- (2) 発生原因、発生場所及び災害規模等を勘案し、必要に応じて区市町村及び関係機関への連絡等適切な措置を講ずるよう指導する。

第8 作業員の安全管理

作業員の安全管理については、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則等の遵守により、事業者が業務上の事故防止に努めさせ、安全管理を徹底させる。

第9 災害発生のおそれ、法違反等に対する措置

災害発生のおそれがある場合あるいは事業者等が法や採取計画等に違反して採取しているときは、次により措置する。

- (1) 発見次第、指示書（採石別記3）を交付し、改善指導を行う。
また、必要に応じて法第33条の9に基づく採取計画の変更命令を発する。
 - (2) 前項の規定に基づく指示書（採石別記3）による指導又は変更命令に従わないときは、法第33条の13に基づき緊急措置命令等を発し、状況に応じて告発する。
 - (3) 緊急措置命令等の内容を履行したときは、報告書を提出させ、完了を確認する。
 - (4) 無登録及び無認可の採取を発見したときは、直ちに指示書（採石別記3）により採取を停止させ、良質な土砂で埋め戻すなど、現状に回復させる。
- 2 支庁において前項の措置を行った場合は、速やかに本課に通知する。

第10 休止に伴う措置

事業者から休止届（連続6か月以上）が提出されたときは、次により措置する。

- (1) 休止理由及び事業計画等を調査し、採取計画との整合性を確認のうえ、必要に応じて災害防止措置を行わせる。

- (2) 休止届には、次の書類のうち必要なものを添付させる。
- ア 現況平面図及び縦・横断面図
 - イ 最終計画平面図
 - ウ 最終計画縦横断面図
 - エ 災害防止計画書（施設の管理計画、緑化計画、工程表を含む）（採石別記 11）
 - オ 休止地管理に関する誓約書又は念書
 - カ 地元との休止地管理に関する協定書等特に指示するもの
- (3) 休止届を受理したときは、速やかに関係機関に通知し、支庁が受理した場合は、あわせて本課に通知する。

第 11 廃止に伴う措置

事業者から廃止届が提出されたときは、次により措置する。

- (1) 現地調査を実施し、採取計画との整合性を確認のうえ、必要に応じて法第 33 条の 17 に基づき災害防止命令を行う。廃止の事実を知ったときも同様とする。
- (2) 災害防止命令による措置すべき事項が完了したときは、報告書を提出させ、完了を確認し、関係機関に通知する。
- (3) 廃止届には、次の書類のうち必要なものを添付させる。
- ア 現況平面図及び縦・横断面図
 - イ 災害防止計画書（施設の管理計画、緑化計画、工程表を含む）（採石別記 11）
 - ウ 災害防止に関する誓約書又は念書
 - エ 地元との廃止地管理に関する協定書等特に指示するもの
- (4) 廃止届を受理したときは、速やかに関係機関に通知し、支庁が受理した場合は、あわせて本課に通知する。

第 12 認可台帳

採取計画の認可内容等を記録するため、岩石採取計画認可台帳（採石別記 5）を備え、認可内容並びに命令、指示、届出及びその経緯等を記載する。

第 13 採石現場巡回日誌

巡回指導等の指導内容を記録するため、現場巡回日誌（砂利・採石共通別記 6（参考））を備え、指導等を行った都度記載（又は電磁的に記録）する。

第 14 報告

支庁は、管内岩石採取に係る事務処理状況報告書を取りまとめ、年度末に速やかに本課に提出する。

- 2 本課は、支庁分と合わせ、都における事務処理状況報告書を取りまとめる。

附 則（昭和 56 年 3 月 19 日 55 労経商機第 251 号）
この要領は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 62 年 3 月 31 日 61 労経商機第 368 号）
この要領は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 11 月 16 日 6 労経計地第 287 号）
この要領は、平成 6 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 1 月 31 日 6 労経計地第 363 号）
この要領は、平成 7 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 5 月 21 日 9 労経計地第 59 号）
この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 31 日 11 労経計地第 503 号）
この要領は、平成 12 年 4 月 3 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 3 日 15 産労商地第 1932 号）
この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 3 日 16 産労商地第 2212 号）
この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 8 月 21 日 18 産労商地第 848 号）
この要領は、平成 18 年 8 月 21 日から施行する。

附 則（平成 18 年 11 月 10 日 18 産労商地第 1216 号）
この要領は、平成 18 年 11 月 13 日から施行する。

附 則（平成 18 年 12 月 18 日 18 産労商地第 1391 号）
この要領は、平成 18 年 12 月 19 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 30 日 3 産労商地第 197 号）
この要領は、令和 3 年 4 月 30 日から施行する。

附 則（令和 6 年 2 月 2 日 5 産労商地第 1800 号）
この要領は、令和 6 年 2 月 2 日から施行する。